

定 款

極東開発工業株式会社

第1章 総 則

(商 号)

第1条 当社は極東開発工業株式会社と称し、英文ではKYOKUTO KAIHATSU KOGYO CO., LTD. と表示する。

(目 的)

第2条 当社は次の事業を営むことを目的とする。

1. 特殊自動車その他の輸送運搬機械の製造、架装および販売、修理ならびに同部品の製造、販売。
2. 建設機械の製造、販売、修理ならびに同部品の製造、販売。
3. 環境整備機器および施設の製造、販売、修理ならびに同部品の製造、販売。
4. 環境整備機器および施設の運転、管理。
5. 建設工事の設計、施工ならびに建築用資材および住宅関連機器の製造、販売、修理、管理。
6. 立体駐車装置および設備の製造、据付、販売および修理。
7. 福祉機器の製造、販売および修理。
8. 情報処理に関する技術コンサルタント、ソフトウェアの開発、販売ならびに機器の販売。
9. 損害保険代理業。
10. 不動産の賃貸および管理。
11. 発電事業およびその管理、運営ならびに電気の売買に関する事業。
12. 古物商
13. 前各号に付帯関連する事業。

(本店の所在地)

第3条 当社は本店を大阪市に置く。

(機 関)

第4条 当社は、株主総会および取締役のほか、次の機関を置く。

- (1) 取締役会
- (2) 監査等委員会
- (3) 会計監査人

(公告の方法)

第5条 当社の公告は電子公告により行う。

- ② やむを得ない事由により、電子公告によることができない場合は、日本経済新聞に掲載する方法により行う。

第2章 株 式

（発行可能株式総数）

第6条 当社の発行可能株式総数は1億7,095万672株とする。

（自己の株式の取得）

第7条 当社は、会社法第165条第2項の規定に基づき、取締役会の決議によって市場取引等により自己の株式を取得することができる。

（単元株式数）

第8条 当社の単元株式数は100株とする。

（単元未満株式についての権利の制限）

第9条 当社の株主は、その有する単元未満株式について、以下に掲げる権利以外の権利を行使することができない。

- （1）会社法第189条第2項各号に掲げる権利
- （2）取得請求権付株式の取得を請求する権利
- （3）募集株式または募集新株予約権の割当てを受ける権利
- （4）次条に規定する単元未満株式の買増請求をする権利

（単元未満株式の買増請求）

第10条 当社の単元未満株式を有する株主は、その有する単元未満株式の数と併せて単元株式数となる数の株式を当社に対し売渡すことを請求（以下「買増請求」という。）することができる。

- ② 買増請求をすることができる時期、請求の方法等については、取締役会または取締役会から委任を受けた取締役が定める株式取扱規定による。

（株式取扱規定）

第11条 当社の株式に関する手続きおよび手数料、ならびに株主の権利行使に際しての手続き等は、法令または本定款のほか、取締役会または取締役会から委任を受けた取締役が定める株式取扱規定による。

（株主名簿管理人）

第12条 当社は株主名簿管理人を置く。

- ② 株主名簿管理人およびその事務取扱場所は、取締役会の決議または取締役会から委任を受けた取締役の決定により定める。
- ③ 当社の株主名簿および新株予約権原簿の作成ならびに備え置きその他の株主名簿および新株予約権原簿に関する事務は株主名簿管理人に委託し、当社においてはこれを取扱わない。

第3章 株 主 総 会

(招 集)

第13条 定時株主総会は毎年6月に、臨時株主総会は必要がある場合に招集する。

(定時株主総会の基準日)

第14条 当会社の定時株主総会の議決権の基準日は、毎年3月31日とする。

(招集者および議長)

第15条 株主総会は法令に別段の定めがある場合を除き、取締役会の決議により、取締役社長が招集し、その議長となる。

- ② 取締役社長に事故あるときは、あらかじめ取締役会の定めた順序により、他の取締役がこれに代わる。

(電子提供措置等)

第16条 当会社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとるものとする。

- ② 当会社は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部または一部について、議決権の基準日までに書面交付請求した株主に対して交付する書面に記載しないことができる。

(決議方法)

第17条 株主総会の決議は、法令または定款に別段の定めがある場合を除き、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもってこれを行う。

- ② 会社法第309条第2項の定めによるべき決議は、定款に別段の定めがある場合を除き、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもってこれを行う。

(議決権の代理行使)

第18条 株主は当会社の議決権を有する他の株主1名を代理人として、その議決権を行使することができる。

- ② 前項の株主または代理人は代理権を証する書面を株主総会毎に当会社に提出しなければならない。

第4章 取締役および取締役会ならびに監査等委員会

(員数)

第19条 当社の取締役(監査等委員である取締役を除く。)は、10名以内とする。

② 当社の監査等委員である取締役は、6名以内とする。

(選任方法)

第20条 取締役は、監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して、株主総会において選任する。

② 取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。

③ 取締役の選任決議は、累積投票によらないものとする。

(任期)

第21条 取締役(監査等委員である取締役を除く。)の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

② 監査等委員である取締役の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

③ 期の満了前に退任した監査等委員である取締役の補欠として選任された監査等委員である取締役の任期は、退任した監査等委員である取締役の任期の満了する時までとする。

④ 会社法第329条第3項に基づき選任された補欠の監査等委員である取締役の選任決議が効力を有する期間は、当該決議によって短縮されない限り、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の開始の時までとする。

(取締役会の招集権者および議長)

第22条 取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役社長が招集し、その議長となる。

② 取締役社長に事故あるときは、あらかじめ取締役会の定めた順序により、他の取締役がこれに代わる。

(取締役会の招集通知)

第23条 取締役会の招集通知は、各取締役に対し、会日の3日前までに発する。ただし、緊急の場合はこの期間を短縮することができる。

② 取締役全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで取締役会を開催することができる。

(監査等委員会の招集通知)

第24条 監査等委員会の招集通知は、各監査等委員に対し、会日の3日前までに発する。ただし、緊急の場合はこの期間を短縮することができる。

- ② 監査等委員全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで監査等委員会を開催することができる。

(取締役会の決議の方法)

第25条 取締役会の決議は、議決に加わることができる取締役の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

(取締役会の決議の省略)

第26条 当社は、取締役の全員が取締役会の決議事項について書面または電磁的記録により同意したときは、当該決議事項を可決する旨の取締役会の決議があったものとみなす。

(監査等委員会の決議の方法)

第27条 監査等委員会の決議は、議決に加わることができる監査等委員の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

(役付取締役および代表取締役)

第28条 当社は、取締役会の決議によって、取締役（監査等委員である取締役を除く。）の中から取締役社長1名を選定し、必要に応じ取締役会長1名、取締役副社長、専務取締役および常務取締役各若干名を選定することができる。

- ② 当社は、取締役会の決議によって、前項の役付取締役の中から会社を代表する取締役若干名を選定する。

(常勤の監査等委員)

第29条 監査等委員会は、監査等委員の中から常勤の監査等委員を選定することができる。

(取締役への委任)

第30条 当社は、会社法第399条の13第6項の規定により、取締役会の決議によって重要な業務執行（同条第5項各号に掲げる事項を除く。）の決定を取締役に委任することができる。

(取締役会規則)

第31条 取締役会に関する事項は、法令または本定款のほか、取締役会において定める取締役会規則による。

(監査等委員会規則)

第32条 監査等委員会に関する事項は、法令または本定款のほか、監査等委員会において定める監査等委員会規則による。

(報酬等)

第33条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益（以下、「報酬等」という。）は、監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して、株主総会の決議によって定める。

(取締役の責任限定契約)

第34条 当会社は、取締役（業務執行取締役等であるものを除く。）との間で、当該取締役の会社法第423条第1項の責任につき、善意でかつ重大な過失がないときは、法令が定める額を限度とする旨の契約を締結することができる。

第5章 会 計 監 査 人

(会計監査人の選任)

第35条 会計監査人は、株主総会の決議によって選任する。

(会計監査人の任期)

第36条 会計監査人の任期は、選任後1年以内に終了する最終の事業年度に関する定時株主総会終結の時までとする。

- ② 会計監査人は、前項の定時株主総会において別段の決議がなされなかったときは、当該株主総会において再任されたものとみなす。

(会計監査人の報酬等)

第37条 会計監査人の報酬等は、代表取締役が監査等委員会の同意を得て定める。

第6章 計 算

(事業年度)

第38条 当会社の事業年度は毎年4月1日から翌年3月31日までとする。

(期末配当および基準日)

第39条 当会社は、毎年3月31日を基準日として、定時株主総会の決議によって、株主または登録株式質権者に対し、期末配当金として剰余金の配当を行う。

(中間配当および基準日)

第40条 当会社は、毎年9月30日を基準日として、取締役会の決議によって、株主または登録株式質権者に対し、中間配当金として剰余金の配当を行うことができる。

(除斥期間)

第41条 配当財産が金銭である場合は、その支払開始の日から満3年を経過しても受領されないときは、当会社はその支払の義務を免れるものとする。